

岐阜市ぎふまち育て隊（アダプト・プログラム）事業実施要綱

平成16年3月19日決裁

平成20年4月 1日決裁

平成21年11月27日決裁

（趣旨）

第1条 この要綱は、環境美化に対する市民意識の高揚及び市民・行政の協働による快適な公共空間の創出を図るため、道路、公園、河川等の公共空間、文化財等まちのシンボルの美化を行う及びその他環境保全のための市民によるボランティア活動（以下「活動」という。）を支援するアダプト・プログラム事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（活動内容）

第2条 活動の内容は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 市民に親しまれる公共空間づくり
- (2) 公共空間、文化財等の美化
- (3) 環境保全にかかる活動
- (4) 情報の提供（ごみ又は不法投棄の情報等）

（届出）

第3条 事業に参加しようとする団体は、活動区域、活動等の内容を市と協議し、市長に活動届（様式第1号）を提出するものとする。

2 市長は、前条の届出があった場合は、その内容を審査するものとする。

（覚書の締結）

第4条 前条第2項の規定による審査により届出の内容が適当と認められた団体（以下「活動団体」という。）は、市長と覚書（様式第2号の1又は様式第2号の2）を締結するものとする。

2 活動団体は、その活動の対象が民有地である場合にあっては、管理者等と覚書（様式第3号）を締結するものとする。

（団体名等の変更）

第5条 活動団体は、団体名、代表、活動範囲、活動内容等を変更する場合は、活動変更届（様式第4号）を市長に提出するものとする。

（活動の中止）

第6条 活動団体は、活動を中止する場合は、活動辞退届（様式第5号）を市長に提出するものとする。

（活動報告）

第7条 活動団体は、活動実績報告書（様式第6号）を年度終了後速やかに市長に提出するものとする。

（ゴミの廃棄方法）

第8条 活動団体は、収集した空き缶、散乱ゴミ等を活動区域の属する地域の定められたゴミ収集日まで保管し、当該収集日に収集場所へ搬出するものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、市長の指示する方法により廃棄するものとする。

（市の支援）

第9条 市長は、活動団体に対して、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 活動に対する岐阜市が加入する全国市長会市民総合賠償補償保険の適用
- (2) アダプト・サインボード（活動団体名及び活動内容を記載した標識をいう。）の設置
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要と認める支援

（顕彰）

第10条 市長は、活動団体の活動が特に優れていると認めた場合は、岐阜市民参画賞表彰要綱（平成14年9月19日決裁）の規定に基づき、当該活動団体に市民参画賞を授与することができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年11月27日から施行する。